勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　　（　30 年　6 月分）　　サービス種類　（　訪問看護・介護予防訪問看護

事業所番号（　1412345678　）　　**事業所名（　かながわ訪問看護ステーション**

他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載します。

勤務形態一覧表は、４週分ではなく、歴月（毎月１日から末日）分を作成します。

職　種	勤務形態	資格	氏　名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		6月の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
管理者	B	看護師	横須賀　二郎	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5		110	27.5	―
看護職員	B	看護師	横須賀　二郎																																0	0	
看護職員	B	看護師	横浜　花子	8	8	8			8	8	8	休	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8		168	42	1
看護職員	B	保健師	相模　さくら	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8		176	44	1
看護職員	D	保健師	鎌倉　小町	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6		132	33	
看護職員	D	准看護師	川崎　菊代	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3		66	16.5	
看護職員の総計																																			A 592	B 148	C 3.5
理学療法士	B	理学療法士	神奈川　太郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8			168	42	
作業療法士																																					
言語聴覚士																																					

訪問看護と介護予防訪問看護の両サービスを提供する場合、職員は両サービスを兼務していることになるため、勤務形態は常勤職員であれば常勤兼務Ｂ、非常勤であれば非常勤兼務Ｄになります。

勤務時間数は休憩時間を除いて実労働時間時間を記載します。所定労働時間外の勤務時間数は除いて記載してください。

※小数点第２位を切り捨てます。

勤務形態　A 常勤専従　B常勤兼務　C非常勤専従　D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間　5 日 (a)　週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間　8 時間 (c)

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数　21.0 日 (d)

常勤職員の休暇等については、歴月で1月を超える休暇を除いて、常勤換算による計算上勤務したものとみなすことができます。この場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。なお、非常勤職員の休暇等は勤務したものとして認めることはできません。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、常勤換算は１となります。
常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は、退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。
ただし、非常勤職員が勤務時間数として参入することができるのは、常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合　当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法　(a)×4＋(月の日数-28)×(a)÷7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数　(c)×(d)　168 時間 (e)

●常勤換算…常勤専従職員（予防との兼務は専従とみなす）の人数＋（非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e)）

●「看護職員」…保健師、看護師又は准看護師